

新型コロナウイルス感染症に関わる事業者支援対策の対象月の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国においては、事業者支援策である「月次支援金」「雇用調整助成金（コロナ特例）」の支給対象月を9月まで延長されました。

舞鶴市では、国の支援策を補完する制度として、市独自支援策である「新型コロナウイルス感染症対策事業継続月次支援金」及び「新型コロナウイルス感染症対策中小企業雇用調整助成金」を設けておりますが、国の取り扱いに準じ、9月まで支給対象月を延長しますので、お知らせします。

1. 支給対象月の変更

	変更前	変更後
事業継続月次支援金	4月～8月	4月～ <u>9月</u>
中小企業雇用調整助成金	4月～7月	4月～ <u>9月</u>

2. 制度概要

月次支援金		
	国	舞鶴市
対象者	緊急事態宣言等の影響を受けた中小企業者	
要件	前年、前々年同月比で売上が <u>50%以上減少</u>	前年、前々年同月比で売上が <u>30%以上50%未満減少</u>
給付額	法人：上限20万円／月 個人：上限10万円／月	法人：上限10万円／月（酒類販売は20万円） 個人：上限5万円／月（酒類販売は10万円）

雇用調整助成金（コロナ特例）		
	国	舞鶴市
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業等を行った事業主	
給付額 (原則的措置)	上限：13,500円／人・日 助成率：9/10	上限：13,500円／人・日 助成率：1/10